



# 鳥取県公報

平成16年7月23日(金)  
第7605号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による医療機関の指定(541)(福祉保健課)..... 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出(542)( ")..... 1
	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定(543)(障害福祉課)..... 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定(544)( ")..... 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定(545)( ")..... 2
	廃川敷地等の生成(546)(河川課)..... 3
<b>調達公告</b>	一般競争入札の実施(2件)(出納室)..... 3

## 告 示

### 鳥取県告示第541号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人明生会あけしま歯科	倉吉市幸町507-20	平成16年6月18日
スカイ・クリニック	鳥取市弥生町223	平成16年6月24日

### 鳥取県告示第542号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人明生会あけしま歯科 医院	倉吉市幸町507-18	平成16年6月17日

**鳥取県告示第543号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人いちばん星	鳥取市江津271 - 2	デイサービスセンターいちばん星	鳥取市江津271 - 2	デイサービス	平成16年 7月15日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーション「蔵まち」	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年 7月20日

**鳥取県告示第544号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
社会福祉法人地域でくらす会	米子市内町122	ヘルパーステーション「蔵まち」	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年 7月20日

**鳥取県告示第545号**

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
特定非営利活動法人いちばん星	鳥取市江津271 - 2	デイサービスセンターいちばん星	鳥取市江津271 - 2	デイサービス	平成16年 7月15日

社会福祉法 人地域でく らす会	米子市内町122	ヘルパーステーショ ン「蔵まち」	倉吉市幸町529	居宅介護	平成16年7 月20日
-----------------------	----------	---------------------	----------	------	----------------

**鳥取県告示第546号**

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び八頭地方県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 河川の名称**

一級河川千代川水系私都川

**2 廃川敷地等が生じた年月日**

平成16年7月23日

**3 廃川敷地等の位置**

八頭郡郡家町大字福本字前田255 - 2 地先から同大字字土居ノ下181 - 4 地先まで

**4 廃川敷地等の種類及び数量**

土地 10,749.51平方メートル

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 調達内容****(1) 調達物品の名称及び数量**

厨房機器 一式

**(2) 調達物品の仕様**

入札説明書による。

**(3) 納入期限**

平成17年3月31日（木）（ただし、一部の物品については、平成16年10月31日（日））

**(4) 納入場所**

米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター

**(5) 入札方法**

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が厨房機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年8月4日（水）午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成16年7月23日（金）から同年9月2日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

## 4 入札手続

### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7433

### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年7月29日（木）午後1時30分

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

### (4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年9月2日（木）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成16年8月12日（木）午後5時までに提出しなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Kitchen appliances equipped in the Kaike care center for Disabled Infant, 1 set

(2) August 12, 2004 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 2, 2004 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders

September 2, 2004 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7433

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年7月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

医療機器 一式

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成17年3月31日（木）（ただし、一部の物品については、平成16年10月31日（日））

## (4) 納入場所

米子市上福原七丁目13 - 3 鳥取県立皆生小児療育センター

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が医療機器に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成16年8月4日（水）午後5時までに4(1)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成16年7月23日（金）から同年9月2日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

## 4 入札手続

### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7433

### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成16年7月29日（木）午後3時

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

### (4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成16年9月2日（木）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納局出納室入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4(1)の場所に平成16年8月12日（木）午後5時までに提出しなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えるこ

とができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Medical appliances equipped in the Kaike care center for Disabled Infant, 1 set

(2) August 12, 2004 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 2, 2004 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

September 2, 2004 Noon : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi-machi Tottori-shi 680 - 8570 Japan TEL : 0857 - 26 - 7433

